

長生郡市合併協議会規約

(設置)

第1条 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、長生郡市合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた7市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、7市町村の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の定める市町村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長2名は、7市町村の長及び議会の議長が協議により、次条第1項第1号及び第2号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 7市町村の長
 - (2) 7市町村の議会の議長及び7市町村の合併問題調査に関する議会の特別委員会の長
 - (3) 7市町村の長が定めた学識経験を有する者各3名
 - (4) 千葉県総務部市町村課長
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位により会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて7市町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

- 第12条 協議会は、所掌事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

- 第13条 協議会から指示された事項及び協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。
2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局の事務に従事する職員は、7市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第15条 協議会の経費は、7市町村で均等に負担するものとする。
2 7市町村は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第17条 協議会の出納の監査は、会長が7市町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して行う。この場合において、監査委員は監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

- 第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。
2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

(解散の場合の措置)

- 第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

- 第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、7市町村の長が協議して定めた日から施行する。
2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。